

居宅介護支援及び介護予防支援等の基準の条例制定に関するパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

意見の概要	本市の考え方
<p>記録の保存期間に関して、完結してから5年では期間が長く、保存場所をとられ量が膨大となります。サービス開始から5年程度が妥当かと思われま</p>	<p>居宅（介護予防）サービス計画は利用者の日常生活全般を支援する観点から作成される総合的な計画であり、支援が継続している場合においては、継続的かつ計画的なサービス利用等のため、利用者支援の観点から、経過年数にかかわらず記録を保存することが適切であると考え、記録の保存期間につきましては、「完結の日から5年間」とします。</p>